

「生活ガイドブック（平成30年4月発行）」の差し替えについて

9 ページ

【特産品】

- 長いも 山形村の肥沃な大地で育つ「長いも」は、強い粘りと上品な甘みが特徴です。
長いもは、がんや老化、動脈硬化の予防に効果的と言われ、健康によい食材として広く使われています。生で良し、煮ても良し、揚げても良し使い勝手が良く重宝される素材です。

10 ページ

【役場各課の連絡先一覧】

- 山形村役場ホームページ URL
変更前) <http://www.vill.yamagata.nagano.jp>
変更後) <https://www.vill.yamagata.nagano.jp>
- 電話番号一覧表
変更後)

施設名	主な仕事の内容	電話番号	課の名称
役 場	職員関係、消防防災、交通安全、防犯、財産管理、情報公開、人権、行政相談、財政 公金の収入・支出等出納関係	98-3111 会計係は、 98-5668	総務課
	村づくり、地域振興政策、コミュニティ、総合計画、土地利用、統計、移住定住、情報政策、広報 広聴	98-5666	企画振興課
	議会運営、選挙管理委員会、監査事務	98-3111	議会事務局
	村民税・固定資産税・国民健康保険税等の賦課・徴収、滞納処分、口座振替、土地台帳、公図の閲覧	98-5663	税務課
	戸籍、住民登録、印鑑登録・証明、埋火葬許可、マイナンバー、国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、男女共同参画、福祉医療、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、ごみ処理、し尿処理、犬の登録、狂犬病注射、なろう原霊園管理	98-3112	住民課
	農業振興、新規就農、林業振興、林道、有害鳥獣駆除、商工労政、消費者行政、観光事業、耕地、土地改良、農業委員会	98-5664	産業振興課
	道路、河川、橋りょう、建築確認、上下水道施設維持管理運営、清水高原簡易水道	98-5667	建設水道課
保健福祉センター (いちいの里)	民生・児童委員、高齢者福祉、障がい者福祉、介護保険、保健衛生、健康管理、介護予防	97-2100	保健福祉課
子育て支援センター	子育て支援相談、保育園支給認定（入園退園等）、児童虐待、ひとり親家庭支援、青少年健全育成	98-5600	子育て支援課

ふれあい児童館	児童館、放課後児童クラブ	98-3081	
山形保育園	通常保育・長時間保育・一時的保育、子育て支援	98-2035	
農業者 トレーニングセンター	学校教育、生涯学習、公民館行事、社会体育、文化財保護、図書館、ミラ・フード館、ふれあいドーム、B&Gプール、ふるさと伝承館	トレセン 98-3155	教育委員会
エポック館	有線テレビ 農産加工	98-5666 98-5664	企画振興課 産業振興課

1 1 ページ 【住民窓口】

- 表中「転入したとき」及び「転居したとき」の必要なもの欄
変更前) マイナンバーカード (通知カード)
変更後) **マイナンバーカード**

1 2 ページ

- 表中「死亡したとき」の必要なもの欄
変更前) 筆頭者とその配偶者の印鑑
変更後) **届出人の印鑑**

1 3 ページ

- 「印鑑登録をするときは」の文中
変更前) 15歳以上の方 (成年被後見人を除く)
変更後) **意思能力を有する15歳以上の方**
- 「登録できる印鑑」の文中
変更前) ・家族で同じ印鑑の登録はできません。
変更後) ・**世帯で同じ印鑑の登録はできません。**

1 4 ページ

- 証明書のコンビニ交付サービス
利用できる店舗

変更前	変更後
・セブン・イレブン	・セブン・イレブン
・ローソン	・ローソン
・ファミリーマート	・ファミリーマート
・サークルKサンクス	・サークルKサンクス
・セイコーマート	・セイコーマート
・イオンリテール	・イオンリテール
・コミュニティストア	・コミュニティストア
・セーブオン	・セーブオン

22ページ

【児童手当・特別児童扶養手当・児童扶養手当】

●特別児童扶養手当の額

変更前) (平成29年4月から)

1級該当児童1人につき	月額51,450円
2級該当児童1人につき	月額34,270円

変更後) (令和3年4月から)

1級該当児童1人につき	月額52,500円
2級該当児童1人につき	月額34,970円

●児童扶養手当の額

変更前)

区 分	月 額	児童加算額	
		第2子	第3子以降 1人につき
全部支給	42,290円	9,990円	5,990円
一部支給の場合 (所得額に応じ)	所得額に応じ 42,280円～ 9,980円	9,980円～ 5,000円	5,980円～ 3,000円

変更後)

区 分	月 額	児童加算額	
		第2子	第3子以降 1人につき
全部支給	43,160円	10,190円	6,110円
一部支給の場合 (所得額に応じ)	所得額に応じ 43,160円～ 10,180円	10,190円～ 5,100円	6,110円～ 3,060円

23ページ

【家庭ごみ・リサイクル】

●表中 破碎ごみの収集日

変更前) 毎月 第3木曜日

変更後) 6・9・12・3月の第3木曜日

変更前) 布類の収集日：毎月第4土曜日

変更後) 布類の収集日：偶数月第4土曜日

27ページ

【夜間窓口】

●業務内容

変更前) 税務課

変更後) 税務課

会計課
住民課
建設水道課

総務課 会計係
住民課 印鑑の登録はできません。
建設水道課

●日程

変更前) 業務時間は午後5時15分から8時までです。

変更後) 業務時間は午後5時15分から7時30分までです。

28ページ

【村の税金】

表中

●税金の種類欄

変更前) 軽自動車税

変更後) 軽自動車税 (種別割)

●計算方法など欄

軽自動車税

変更後) 文頭に「種別割の税率」を追加

村たばこ税

変更前) 1,000本あたり 5,262円

変更後) 1,000本あたり 6,122円

(旧三級品 4,000円) 削除

●国民健康保険税

区 分		令和2年度	
医療分 (74歳まで)	所得割	7.0%	
	資産割	20.0%	
	均等割 (1人当り)	20,000円	
	平等割	特定世帯以外	22,000円
		特定世帯	11,000円
		特定継続世帯	16,500円
	賦課限度額		630,000円
後期高齢者支援金分 (74歳まで)	所得割	2.0%	
	資産割	10.0%	
	均等割 (1人当り)	6,000円	
	平等割	特定世帯以外	6,000円
		特定世帯	3,000円
		特定継続世帯	4,500円
	賦課限度額		190,000円
介護分 (40歳以上65歳未満 の方が国保に加入して)	所得割	1.8%	
	資産割	5.0%	
	均等割 (1人当り)	6,000円	

いる場合)	平等割	6,000円
	賦課限度額	170,000円

30ページ 【農業振興】

- 「農地流動化、集約化の推進」の説明文中
「農地利用集積円滑化事業」は削除

31ページ

【農業振興】

- 「認定農業者制度」の説明文中
変更前) 農業改良普及センター
変更後) 農業農村支援センター

【商工業振興事業】

- 表中
店舗・事業所リフォーム事業 削除（令和元年をもって終了）

33ページ 【林業振興】

- 有害鳥獣被害防止助成
変更前) ネット購入等に要する経費の1/3以内、10万円を限度に助成します。
変更後) 個人設置 電気柵等購入経費の1/3以内、10万円を限度に助成します。
団体設置 電気柵等購入経費の2/3以内、50万円を限度に助成します。

- 松くい虫被害防除事業の表変更

事業の種類	補助対象経費	補助率	限度額
樹幹注入	樹幹注入に要する経費	1/2	薬剤1本につき1,500円
伐倒駆除	伐倒処理に要する経費	2/3	伐倒駆除を行う松1本につき100,000円

- 狩猟免許等取得奨励・更新支援事業の説明文変更

村の鳥獣被害対策実施隊員として活動していただける方を対象に、狩猟免許・銃砲所持許可の取得費用の一部を補助します。詳細は、お問い合わせください。

- ペレットストーブ購入設置補助金

ペレットストーブ購入に係る経費に役場から補助が受けられます。

申請の受付については、広報等でご案内します。

※補助対象経費 ペレットストーブ購入費、未使用品（新品）であること。

※補助金額 購入経費の1/5以内で上限12万円

34ページ

【上水道】

(表2) 水量別料金表 (水道メーター13mmの場合)

区分	10 m ³	11 m ³	15 m ³	20 m ³	21 m ³	25 m ³	30 m ³	35 m ³	40 m ³	50 m ³
水道料金 (円)	1,695 ↓ 1,727	1,965 ↓ 2,002	3,045 ↓ 3,102	4,395 ↓ 4,477	4,681 ↓ 4,768	5,826 ↓ 5,934	7,257 ↓ 7,392	8,688 ↓ 8,849	10,119 ↓ 10,307	12,981 ↓ 13,222

変更前) ※1か月の使用 15 m³の場合

(基本料金 1,500 円+超過料金 250 円×5 m³+メーター使用料 70 円) ×1.08=3,045 円

変更後) ※1か月の使用 15 m³の場合

(基本料金 1,500 円+超過料金 250 円×5 m³+メーター使用料 70 円) ×1.10=3,102 円

35ページ

【下水道】

●下水道使用料

変更前) (基本料金+超過料金) ×1.08=下水道料金

(1か月 25 m³使用した場合)

1,800 円+180 円×10 m³+190 円×5 m³×1.08=4,914 円

変更後) (基本料金+超過料金) ×1.10=下水道料金

(1か月 25 m³使用した場合)

1,800 円+180 円×10 m³+190 円×5 m³) ×1.10=5,005 円

36ページ

【保健福祉センター いちいの里利用】

●一般入浴

変更前) 午前10時～午後9時

変更後) 午前10時～午後8時

●会議室利用料

変更前) 午前8時30分～午後10時

変更後) 午前8時30分～午後9時

令和元年10月1日改正

使用場所	区分	午前 (8:30~12:00)	午後 (12:00~17:00)	夜間 (17:00~21:00)
栄養実習室	村内の方	800 円 → 810 円		
	村外の方	2,400 円 → 2,430 円		
研修室	村内の方	800 円 → 810 円		
	村外の方	2,400 円 → 2,430 円		

教養娯楽室 (1部屋)	村内の方	700円 → 710円
	村外の方	1,500円 → 1,530円

44ページ

【子育て支援】新規事業

●病後児保育事業

対象者	生後6か月経過後から小学校6年生の児童で(1)～(3)のいずれも該当する児童 (1) 病気等の回復期にあり集団保育が困難で、医師の同意が得られている。 (学校保健安全法施行規則(昭和33年文部令第18号)第19条に規定する感染症は治癒していること。) (2) 保護者の就労、傷病、事故、出産、家族の介護及び看護、冠婚葬祭その他社会的にやむを得ない事情により家庭での保育が困難な児童 (3) 村内に住所を有する者又は保護者が村内の事業所等に勤務している児童			
利用定員	1日3名			
利用時間	月曜日から金曜日(土・日・祝日・年末年始を除く) 午前8時から午後6時まで			
利用期間	1回連続5日を限度とします。			
	利 用 料 (1時間当たり)	1日の利用時間が 8時間以内	1日の利用時間が 8時間を超える場合	
村内に 住所を 有する 児童	生活保護世帯・市町村民税が非課税又は均等割りの世帯・ひとり親家庭等	無料		
	上記以外の世帯	保育園、幼稚園等に在園している児童	無料	200円 ※2
		小学校就学前の児童又は小学生	200円	
村外に住所を有し、保護者が村内の事業所等に勤務している児童		400円		

※2 保育必要量の認定区分が保育標準時間の児童は無料となります。

47ページ

【山形保育園】

●保育料

変更前) 入園するお子さんの年齢や、父母の収入により異なりますので、お問い合わせください。

変更後) 年少児(3歳児クラス)以上の保育料が無償化

0歳児～2歳児の保育料は、父母等の収入により決定します。

年少児以上の園児の副食費については、月額4,500円の徴収となります。

ただし、年収360万円未満相当世帯、山形保育園に同時通園している第3子以降のお子さんについては免除となります。

48ページ 【教育委員会】

幼稚園就園奨励費補助 削除（無償化のため）

49ページ 【エポック館農産加工施設（98-5664）】

●申込み方法

変更前) 申込みは、役場総務課窓口までお越しいただき、書面によりお申込みください。

変更後) 申込みは、役場産業振興課窓口までお越しいただき、書面によりお申込みください。

50ページ 【村の社会教育施設】

●ふるさと伝承館 令和元年5月から休館

●あららぎの庄

変更前) 使用料 1,000円/時間区分、冬季 1,500円

変更後) 使用料 1,020円/時間区分、冬季 1,530円

51ページ 【村の補助金など】

●スカイランドきよみず宿泊助成の担当課、提出先

変更前) 総務課

変更後) 企画振興課

●山形村地域公共交通利用促進事業助成金の担当課、提出先

変更前) 総務課

変更後) 企画振興課

●中信地域町村交通災害共済の掛金

変更前) 掛金（年額1人300円・中学生以下のお子さんは100円）を村で全額負担し、全住民の方が加入しています。

変更後) 掛金（年額1人200円・中学生以下のお子さんは100円）を村で全額負担し、全住民の方が加入しています。